

3市共同資源化事業基本構想(案)

Q & A

Q-1 なぜ3市共同資源化事業を行なうことになったのですか

A-1 循環型社会に向けた3R(リデュース「発生抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」)を、より一層進めていくためには、3市のリサイクルを含めたごみ処理事業を共同で推進する必要があるためです。

また、共同処理とすることにより、市単独の施設と比べて、高度な環境対策設備を導入することができます。

Q-2 プラスチックは焼却し、熱回収する方が合理的ではないですか

A-2 3市と組合は、焼却するごみの量を減らすことを基本に、容器包装リサイクル法に基づいた、プラスチック製容器包装とペットボトルの資源化を行う方法を選択しました。

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図ることを目的にしています。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

一方、熱回収する方法は、排出されるごみについて環境負荷の低減を図りつつ効率的に処理するという、焼却処理を中心としたこれまでの廃棄物事業の考え方に基づく処理です。

Q-3 プラスチックごみは増えていないのではないですか

A-3 容器や包装の薄肉化や詰め替え容器の普及など、重量ベースでは減少傾向にあります。しかし、プラスチックは軽い、加工しやすいなどの特徴により、容器や包装材として広く利用されています。今後とも利用範囲が増えることが見込まれることから、総排出物に占める容積は増加していくものと考えています。

Q-4 なぜ、公設とする必要があるのですか

A-4 プラスチック製容器包装とペットボトルについては、行政が中・長期的に安定的に責任を持って処理していく必要があること。また、市民が集い学べる機能、環境に関する市民活動の拠点としての機能（プラザ機能）の必要性から公設としました。

資源を含むごみ（廃棄物）の処理責任は、民間委託した場合も市にあり、ごみの資源化や処理のために必要な廃棄物処理施設は、地域にとって受け入れづらい施設と認識しています。このため、これらの施設は、自治体が地域住民との調整を図りつつ建設することがより望ましいと考えています。

また、市には、廃棄物の発生抑制や適正な処理を確保するため、市民の意識啓発を図るよう努める責務もあり、今回整備します施設には、民間委託では確保困難なプラザ機能を設置することにしています。

Q-5 焼却施設の更新と関連があるのですか

A-5 ごみや資源は、収集・運搬、資源化、破碎や焼却など（中間処理）の、一連の流れの中で減量化、無害化、安定化され最終処分されています。

3市共同資源化事業では、処理しなければならないごみを減らすことも目的のひとつとなっており、ごみ処理システムを循環型社会にふさわしいシステムとすることとしています。

3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設（＝3施設）は、相互の関係性が強く、循環型社会にふさわしいシステムにしていくために必要な機能などを一体的に検討し、3施設それぞれの役割などを総合的に調整し計画する必要があります。

Q-6 もっとコンパクトな施設にできないのですか

A-6 整備用地が住宅地近傍ですので、周辺環境との調和や操業に伴う環境対策のために、必要な容積を確保しました。

面積の面では、収集車の出入りするプラットホーム、圧縮梱包した資源の保管や搬出ヤードを含め、搬入から搬出に至るすべての作業を施設内（建物の中）で行うように、設計しました。

また、高さの面では、資源物の貯留部と外気との遮断を二重にすることができる地下ピット方式を採用したため、資源物の設備への供給を行う天井クレーンを、施設（建物）の最上部に設置しました。

Q-7 作業時間は、何時から何時までですか

A-7 施設全体の作業時間は、午前8時から午後5時までで、昼休み時間を除く8時間作業を見込んでいます。また、コンベア、選別機、圧縮機及び選別作業などのラインの稼働時間は原則5時間としており、その他の時間はライン稼働前の準備や始業点検、ライン停止後の清掃や搬出物の整理の時間とします。

Q-8 揮発性有機化合物（VOC）対策は大丈夫ですか

A-8 施設に採用する除去設備は、信頼性の高い設備とし、周辺環境に影響を与えない濃度に処理し、排気します。

揮発性有機化合物は、大気中に広く存在しており、そのほとんどは塗料関係の溶剤と自動車排ガスで、樹木や草花など、自然（植物）由来のものもあるとされています。

プラスチックの圧縮設備から発生する揮発性有機化合物（VOC）濃度は極めて低く、類似施設の測定データでは、成分のほとんどが、ブタン、イソブタン、エタノールとなっています。これらの物質は有害物質ではなく、発泡スチロールの発泡剤や搬入される資源物に異物として混入したスプレー缶（噴射剤）、飲み残しのお酒、芳香剤などが、原因と考えられます。

Q-9 付近の道路や交差点に交通渋滞が起きるのではないですか

A-9 搬入車両は一日64台、搬出車両は一日7台を見込んでおり、影響は軽微であると考えています。

幹線道路（桜街道）からの搬入・搬出ルートは、大型商業施設北東部の交差点から南下し侵入するルートがメインとなりますが、他のルートについても活用し、搬出入車両の分散化を図りたいと考えています。

また、敷地内には、搬出入車両が、公道に待機しないように計画していきます。

Q-10 騒音対策は、大丈夫ですか

A-10 資源物の受け入れや資源物の分別・圧縮・梱包、搬出作業は、全て施設内で行うように計画します。施設の内壁は、防音措置を施し、設備の稼働騒音を防止します。

また、フォークリフトなどの作業車両は、低騒音タイプ車両などを導入

します。

Q-11 災害発生の可能性はありませんか

A-11 火を扱う処理はありませんので、火災発生のおそれは少ない施設です。
しかし、施設内に資源物等の可燃物を貯留しますので、火災検知器や消火散水装置を設置するなど、防火対策を施します。

また、日々の操業や有事の際の情報提供等については、周辺地域住民の方との連絡調整を図りつつ管理・運営を行っていきたいと考えています。

Q-12 なぜ、3施設を一体的・総合的に検討する必要があるのですか

A-12 基本構想（案）では、ごみ処理施設に関する施策として、3市地域のごみ処理を、循環型社会にふさわしいシステムに変革することとしています。循環型社会とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指します。

3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設（3施設）は、3市地域の基幹的なごみ処理施設です。ごみ処理の全体を循環型社会にふさわしいシステムに変革していくためには、3施設を一体的に捉え、循環型社会に向けたそれぞれの役割を調整し、より環境負荷を低減できるシステムに再構築していく必要があります。